

記載例2……残りの税額を一括徴収し、9月分で納入する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号	12-34567		※市町村ごとに異なります		
宛番号	1234				
課・係	人事課人事労務係				
氏名	特徴 花子				
電話	000-0000-XXXXXX 同じ月を記入				
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号					
異動の事由	① 退職 ② 転勤 ③ 休職・長期欠勤 ④ 死亡 ⑤ 支払少額				
異動後の未徴収税額の徴収	1. 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須) ③ 普通徴収 (翌月10日納期分) (理由)				
納入月	9 月分を納入 (翌月10日納期分)				
※「7. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者					
2 普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)					

給与所得者												
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ										
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)										
生年月日	昭和・平成 50年1月1日											
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2											
1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1											
給与の支払を受けなくなった後の住所												
特別徴収税額(年税額)	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日								
140,000 円	6月	9月	9月	××・8・31								
	徴収済額	未徴収税額	未徴収税額									
	35,600 円	104,400 円	104,400 円									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
① 異動が令和××年12月31日までで、申出があったため (8月25日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
2 異動が令和××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	9・20	104,400 円	104,400 円
異動者印			

一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名	
法人(個人)番号	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑
一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では	※市町村記入欄
月割額 円を	
月分から徴収し、納入します。	
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
納入書 要 ・ 不要	

御注意
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛番号を記載してください。
 3 「転勤(転職)等による特別徴収届出書」の欄には、前勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 5 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。